令和２年度財政援助団体等監査の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　財政援助団体

(1) 登米市文化協会

所管課	指摘事項	措置状況
まちづくり推進部 市民協働課	補助金の一部が、団体を構成している組織が実施するイベントに対し交際費として支出されているほか、市から当該補助金とは異なる補助金を交付されている事業に対し部会活動費として支出されていることについて、今後の取扱いに改善の余地がないのか検討されたい。	構成団体への交際費等の支出は改善すべきと考えることから、令和３年４月22日、文化協会と協議を行い、交際費支出基準表を作成すること及び部会活動費助成基準を定めることについて指導しました。内容は、令和３年度から構成団体への交際費支出と市から補助金交付を受けている事業への活動費支出は行わないこととするもので、５月中旬開催予定の総会に議案として提出し、承認いただく予定です。 （総会議決日：令和３年５月31日）
	費用弁償について、会則で規定する対象者以外にも支給が行われていることから、会則に則った支給となるよう指導されたい。	令和３年４月22日、文化協会に事務局職員への費用弁償支給状況及び必要性について確認したところ、支給は妥当であると判断できたことから、会則第19条に定める支給対象者に「事務局職員」を加えるよう指導しました。５月中旬開催予定の総会に議案として提出し、承認いただく予定です。 （総会議決日：令和３年５月31日）

(2) 佐沼地区防犯協会連合会

所管課	指摘事項	措置状況
市民生活部 市民生活課	団体の活動は年間を通じて行われているが、補助金の交付時期は８月になっている。年度当初の活動に支障をきたす恐れがあることから、団体の交付申請時期を早められるよう指導されたい。	補助金交付団体では総会開催後に補助金交付申請を行っていたことから、交付時期が８月となったものです。 年度当初の速やかな補助金交付申請を促すため、３月31日付け文書により団体に対して指導しました。

(3) 登米市遺族会

所管課	指摘事項	措置状況
福祉事務所 生活福祉課	現金の取扱いについて、金庫内に多額の現金を保管することのリスクを考慮し、遅滞なく金融機関に預け入れを行うよう指導されたい。	令和３年３月29日付けで生活福祉課課から登米市遺族会事務局に対し、現金の取扱いについて、今後遅滞のない収納に留意するよう、改善通知を発出し、併せて改善状況報告書の提出を求めました。 同年５月６日付けで登米市遺族会事務局から「現金を受領後遅滞なく金融機関に納入し、事故防止の徹底に努める。また、会計処理全般においても再度細心の注意を払い進めるよう改善する。」との改善報告書を受理しました。 同日、登米市遺族会事務局の会計担当者に対し、登米市の「公金等取扱マニュアル」に規定されている現金の納入日について説明し、紛失や盗難等を防ぐためにも現金については、遅滞なく金融機関へ納入するよう指導しました。

３　公の施設の指定管理団体

(1) 吉田コミュニティ運営協議会

所管課	指摘事項	措置状況
まちづくり推進部 観光シティ プロモーション課	役員の報酬や職員の人件費に相当する支出が、決算書上、地域住民が内容を確認しにくい科目に整理されている。地域自治を担う中心団体であることを念頭に、決算内容の透明化を図るよう指導されたい。	役員報酬や人件費に相当する支出については、決算内容の透明化を図るため、より明確に記載するよう指導しました。
	現金の取扱いについて、金庫内に長期間現金を保管することのリスクを考慮し、遅滞なく金融機関に預け入れを行うよう指導されたい。	納入された現金を長期間金庫に保管することのないよう、金融機関への預入れを定期的な業務とするなどの仕組みづくりを含め指導しました。

(2) ～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかた

所管課	指摘事項	措置状況
教育委員会教育部 生涯学習課	団体の予算規模を考慮し、必要な規程の制定について指導するとともに、一定程度の事務処理について統一が図られるよう指導されたい。	～いきいき健康づくり～スポーツクラブみなみかたに対し、令和３年３月29日に会計規程を制定することについて指導し、令和３年度中に会計規程を制定することに決定しました。案は、他の類似団体の会計規程を参考に、既に策定済みであり、令和３年４月29日開催予定の総会に議案として提出し、承認いただく予定です。 その他の事務処理については、スポーツクラブ全体として総会資料内容の見直しを図るなど、継続的に指導していきます。 （総会議決日：令和３年４月29日）